

廿一日(付)支給ス

別紙(一)

十一月 解部

歎 額 書

一 従来、臨時手當日割増ヲ廃シ最低賃金ヲ五ノ

通リ定ムコト

水火天長

最低

六十円

油 差

五十五円

火 夫

五十円

水 夫

四十五円

但年功古キモノニシテ最低額ニ近キ給料者ニ相当

ノ昇給ヲスルコト

二 一日ノ労働時間ヲ十時間トスルコト

三 殘業賃ヲ一時間十五奉ニ増額スルコト

右元今御詮議上末ル十一月三回(迄)ニ御回答願